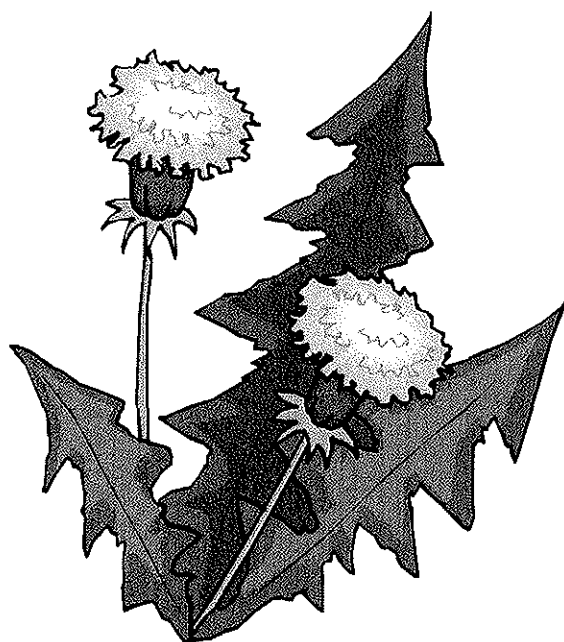


笠岡市人権施策基本方針

～人権尊重のまちづくりをめざして～



平成16年3月策定

平成26年3月改訂

笠岡市

笠岡市民憲章

笠岡市は、ゆたかな伝統と美しい自然に恵まれた希望のまちです。
わたくしたちは、笠岡市民であることに誇りと責任を持ち、この憲章を心のささえとして日常の生活にいかし、明るく、住みよいまちづくりを進めます。

- 1 自然を守り、緑と花とを育てましょう。
- 1 親切をつくし、礼儀を正しくしましょう。
- 1 こどもと老人のしあわせをはかりましょう。
- 1 元気ではたらくよろこびに生きましょう。
- 1 教養を深め、文化の向上につとめましょう。

〔昭和47年4月1日告 示〕
〔平成14年4月1日改正告示〕

は じ め に

人権とは、全ての人が人間らしく生きるために生まれながらにもっている権利です。一人一人が夢や希望をかなえるため、また、一人一人が尊重され、互いに支え合って生きていくための土台となるものであり、全ての人が安心して、元気に暮らしていくためには欠かすことのできないものだと考えています。

今世紀の始まりは、人権に関しての法律が次々に成立するなど、一種の高揚感を持ってスタートしました。そして、国際的にも国や地方自治体においても様々な取組が行われてきたところです。

笠岡市においても平成14年には「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」を施行し、その条例に基づき、平成16年3月に「人権施策基本方針」を策定し、具体的な行政の施策に人権尊重の理念を反映させてきたところです。

しかし、この間、人口の減少や少子高齢化の進行、長引く不況と地方経済の疲弊、格差の拡大と非正規雇用の増加、環境に関する意識の高まり、災害の大規模化と局所的被害の増加、国際間の摩擦の増加などを背景に社会の閉塞感や社会構造の複雑化を招き、人権課題もそれに呼応するように複雑化・深刻化し、新たな課題すら生じるようになりました。

そのような状況に対応し、個々の問題への理解を深め、被害を防止し、相談や支援の体制を充実していくため、人権に関する有識者等からなる笠岡市人権施策推進委員会の意見も踏まえて「人権施策基本方針」を改訂しました。

笠岡市は、今後、人権施策基本方針を行政の指針として進めていきます。しかし、人権問題の解決には行政のみでの対応はおのずと限界があります。市民の皆様との広範な協力のもとに成し遂げていかななくてはなりません。改訂された人権施策基本方針をもとに笠岡市の行政と市民の皆様の協働により、全ての市民の人権が大切にされ、一人一人が生きる喜びを実感できる人権尊重の社会が一日も早く実現することを願ってやみません。

平成26年3月

笠岡市長 三 島 紀 元

笠岡市人権施策基本方針

～目次～

第1章 基本方針改訂にあたって	1
1 基本方針改訂の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の状況	1
第2章 基本方針の基本的考え方	3
1 基本方針の位置づけ	3
2 人権尊重の基本理念	3
第3章 人権施策の推進	5
1 人権施策の進め方	5
2 人権尊重の視点に立った行政の遂行	5
第4章 人権施策の推進方向	7
1 人権に関する意識の高揚	7
2 互いの多様性を認め合える社会的風土づくり	7
3 ノーマライゼーションの普及・推進	8
4 公平な機会の保障	8
5 相談・支援・救済等	9
第5章 分野別施策に関すること	10
1 女性	10
2 子ども	13
3 高齢者	17
4 障がいのある人	20
5 同和問題	23
6 在住外国人	26
7 患者等	28
8 様々な人権問題	30
(1) インターネットによる人権侵害	30
(2) 個人情報の保護	31
(3) 犯罪被害者等	32
(4) 刑を終えて出所した人	33
(5) 性同一性障がい	33
(6) その他の人権課題	34
第6章 参考資料	35

第1章 基本方針改訂にあたって

1 基本方針改訂の趣旨

笠岡市は平成8年に「笠岡市人権尊重の都市宣言」を行い、平成14年3月に「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」を制定し、平成16年3月に「笠岡市人権施策基本方針」を策定し、人権問題の解決に向けて様々な取組を実施してきました。

また、笠岡市の基本計画である「総合計画」においても、人権尊重のまちづくりを重要施策として位置づけ、差別のない人権が尊重されるまちづくりを進めてきたところです。

しかしながら、平成22年7月に実施した笠岡市市民意識調査における「人権に関するアンケート」の結果をみると、私たちの周りでは、まだまだ数多くの人権問題が存在しています。

また、国内においても人権侵害は増加しており、社会情勢の変化に合わせて複雑化・多様化してきています。特に配偶者等からの暴力、子どもや高齢者に対する虐待、いじめ、体罰等が喫緊の課題となっており、インターネット上での人権侵害も引き続き起こっているなど、更なる対応が求められています。また、犯罪被害者等の新たな人権問題も存在します。

このため、笠岡市人権施策推進委員会からの意見も踏まえ、これまでの成果や課題、法令・制度の制定等の状況の変化にも対応した「笠岡市人権施策基本方針」に改訂し、今後の施策の推進を図るものです。

2 人権をめぐる国内外の状況

20世紀に入って起こった2度の世界大戦は、世界中を巻き込み、膨大な損失と犠牲をもたらしました。その反省から「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした「世界人権宣

言」が昭和 23（1948）年の国連総会で採択されました。そしてこの宣言を実現するため、国連を中心に様々な取組が行われてきました。しかし、世界各地での紛争や内戦は絶えることがなく、自然災害などによる飢餓や難民の問題でかえって人権問題がクローズアップされ、世界的に人権問題への関心が高まりました。そこで平成 6（1994）年、国連では人権教育・啓発の取組の重要性から「人権教育のための国連 10 年」を決議し、各国に取組を求め、また、その終了後も、「人権教育のための世界計画」に基づき取組を続けています。

我が国においては、日本国憲法に国民主権、平和主義とともに基本的人権の尊重は 3 大原則として謳われており、保障されています。それにもかかわらず、基本的人権に関わる様々な問題が発生しています。そのため、同和対策に関する一連の特別措置法、障害者基本法、高齢社会対策基本法、男女共同参画社会基本法等の各種法律が制定され、取組が進められてきたところです。

さらに社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題に対応して、児童虐待防止法、DV 防止法、犯罪被害者等基本法、高齢者虐待防止法、青少年インターネット環境整備法等の諸法令が整備され、取組が進められています。

岡山県においては、国、地方公共団体や国民の責務を明らかにした、人権教育・啓発推進法の施行を受け、「岡山県人権施策推進指針」が平成 13 年に策定され、平成 18 年には「第 2 次」指針が策定され、平成 23 年には「第 3 次」指針が策定されるなど取組が進められています。

笠岡市では、国、県のこのような状況を踏まえ、平成 8 年に「人権尊重の都市宣言」を行い、平成 14 年には「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」を施行しました。また、条例を具体的に市行政に反映し、人権全般を視野に入れた総合的な施策を推進するために「人権施策基本方針」を平成 16 年に策定しました。その基本方針を基に、庁内各課に人権・男女共同担当職員、副市長をトップとする庁内横断的な人権施策推進チーム、また、外部有識者等で構成する人権施策推進委員会という体制で、行政施策の検証と推進を図ってきました。

しかし、基本方針策定後も社会情勢の変化に伴い、新たな人権課題が生じてきました。そのような状況に対応し、全ての市民の人権が大切にされ、一人一人が生きる喜びを実感できる人権尊重の社会を実現するために「笠岡市人権施策基本方針」を改訂します。

第2章 基本方針の基本的考え方

1 基本方針の位置づけ

「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」では第4条において、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策基本方針を定めることとし、その基本方針に掲げるべき内容を、

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在住外国人、患者等の人権に関する問題についての施策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項としています。

この基本方針は、「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」を基本に、各種施策を人権の視点から体系づけることにより、施策の推進にあたっての現状・課題及び方向性を明らかにし、総合的な展開を図るために作成したものです。人権を取り巻く環境の変化により改訂をしますが、今後も笠岡市人権施策推進委員会の意見等を踏まえながら随時見直しを図り、充実した内容としていきます。

2 人権尊重の基本理念

人権とは、全ての人が人間らしく生きるために生まれながらにしてもっている権利です。全ての人の夢や希望をかなえるための基本となる権利で、個人が個人として尊重されるだけでなく、他の人と自分の違いを認め合い、互いに尊重し、助け合って生きるための権利で、あらゆる場面で尊重されるべきものです。

この方針の基本理念は、市民一人一人が、自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重し合うこと、すなわち、人権

共存の考え方にあります。全ての個人が自立した存在として、権利の行使に伴う責任を自覚し、他の人の人権と共存を図っていくことが重要です。そのようにすることで全ての市民の人権が大切にされ、一人一人が生き生きと生活できる社会が実現できると考えます。

笠岡市は、誰からも差別や偏見、暴力を受けることなく安心して安全に生活でき、性別、年齢、国籍や障がいの有無にかかわらず、個性や能力が発揮できる心豊かな人権尊重の社会の実現を市民との協働により目指します。

第3章 人権施策の推進

1 人権施策の進め方

人権尊重の社会を実現するためには、全ての人々が、自他の人権を尊重し合い、支え合いながら、共に生きていこうとする意識をもつことが重要です。

さらに意識面だけでなく、全ての人々が日々の生活や社会参加の場面において不便さを感じない社会環境を整える必要があり、様々な角度から市民の立場に立った総合的な施策の展開が求められます。

こうしたことを踏まえ、笠岡市では次の5項目を重点項目として「市民と協働」を基本とし、市民や各種団体並びに関係機関と連携・協力しながら、より効果的な施策を推進していきます。

- 人権に関する意識の高揚
- 互いの多様性を認め合える社会的風土づくり
- ノーマライゼーションの普及・推進
- 公平な機会の保障
- 相談・支援・救済等

2 人権尊重の視点に立った行政の遂行

市行政の業務は、市民の人権と密接に関連しているものであり、市民の人権を確立することを目的とする人権行政であると言えます。

人権行政を確立するにあたっては、このような市行政の本質を職員が深く理解することが重要であるため、市職員に対して人権意識と人権感覚の研鑽に資する研修等を実施し、人権意識の確立と高揚を図っていきます。

また、市民の立場に立つことや公平な取扱いを行うことに努めながら業務の遂行に当たるとともに、人権の観点から業務の点検や見直しを行います。

さらに、市民の人権を尊重する上では、業務上知り得た個人情報を適正に取り扱うことが重要であるため、「個人情報保護法」「笠岡市個人情報保護条例」等を順守することを常に念頭に置きながら業務を遂行していきます。

第4章 人権施策の推進方向

1 人権に関する意識の高揚

人権尊重の社会を実現するには、一人一人が、自らの課題として人権を正しく理解し、人権意識を高め、日常生活の中に生かせる人権感覚を身につけることが必要です。

また、互いの人権を尊重するためには、まず、誰もが自分を大切にする心を養い、この「自分を大切にする心」を「他者を大切にする心」につなげていくことが大切です。

そのために、学校教育や社会教育の様々な機会をとらえて、人権に関する意識を高揚させるための啓発・教育活動を積極的に進めていきます。その際に、効果的な内容や手法を工夫することにより、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育成します。

2 互いの多様性を認め合える社会的風土づくり

人権尊重の社会を実現するためには、人間の多様性を広く認め合い、少数者の存在や互いの違いを当然のこととして受け止める社会的風土の醸成が大切です。

それには、互いの人権の尊重の輪を、個人から家庭、地域社会、職場や学校へ広げていくことが重要です。

その中で、偏見や差別や暴力を否定し、互いの生命や尊厳が大切にされ、個性を認め合い、他者の気持ちを思いやるなどの豊かな人間性を育む啓発や教育が必要となってきます。そのような啓発や教育を家庭、地域社会、職場や学校等の様々な機関と連携して手法を工夫しながら進めていきます。

3 ノーマライゼーションの普及・推進

障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが一人の人間として地域社会で“あたりまえ”に生活や活動ができる社会こそノーマルであるという考え方をノーマライゼーションと言いますが、近年、バリアフリー（※1）やユニバーサルデザイン（※2）などの、誰にとっても優しい社会的環境を整備すべき、という考え方が社会に広まりつつあります。そういった考え方を推進し、障がいの有無や年齢、性別、国籍等に関係なく、誰にとっても暮らしやすい社会的環境を整備し、全ての市民が共に支え合って、共に生きる共生社会の実現を図ります。

（※1）バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いのですが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

（※2）ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方をさらに進め、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人に利用しやすい建物や製品、サービス・情報などを提供していく考え方です。

4 公平な機会の保障

性別や年齢、障がいの有無や国籍に関係なく、公平な機会が保障され、誰もが個性と能力によって自己実現ができる社会の実現を図ります。権利擁護制度等の啓発に努め、差別的な取扱いや不合理な格差が認められる場合には解消に向けて取組を進めます。

5 相談・支援・救済等

差別、配偶者等からの暴力（DV）（※3）、虐待、いじめなど人権に関しての相談や支援については、国、県、市等が相談窓口を設置し、人権擁護委員や相談員が対応にあたり、助言や支援を行っていますが、暴力や虐待に対応して緊急を要する案件や複雑・多様化する人権問題に迅速かつ総合的に対応できるよう相談・支援体制の充実を図り、関係機関等とのネットワークを強化していきます。また、各種相談機関の活動内容の周知を図り、関係職員の研修を実施し、資質向上を図ります。さらに各種ボランティアの養成を図り、ボランティアと協力して支援等を進めます。

また、暴力や虐待の連鎖を断ち切るため、暴力や虐待の予防に取り組めます。人権侵害の被害者の救済については、国の法整備の動向を踏まえながら対応します。

（※3）配偶者等からの暴力（DV）：ドメスティックバイオレンス。直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には配偶者や恋人など親しい関係にある男女間における暴力で身体的、精神的、経済的、性的暴力をいいます。

第5章 分野別施策に関すること

1 女性

(1) 現状と課題

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮する男女共同参画社会の実現のための施策の推進を図ることとしています。

少子・高齢化社会の進展、家族形態や就労形態の多様化という社会状況において、ライフスタイルや価値観の多様化から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※4）を図り暮らしていきたいという考え方が高まっています。一人一人が様々な分野で個性や能力を発揮し、職業、家庭生活、地域活動などに励むためには、男女が共に責任を担い、仕事、子育て、介護などを社会全体で支える環境づくりや、企業や組織が個人の多様な働き方を支援する職場環境の整備が求められています。

一方、笠岡市市民意識調査における「男女共同参画に関する意識調査」（平成24年7月）によると、家庭や職場、しきたり、慣習等において、女性の不公平感が高いことが分かりました。男女の固定的な役割分担意識は徐々に変わりつつありますが、このような社会的・文化的に作られた性差が、家庭や職場での女性への差別の原因と考えられることから、男女共同参画の視点に立った意識づくりが不可欠となっています。

笠岡市では平成11年に笠岡市の男女共同参画基本計画である「かさおかウィズプラン」を策定しました。その後、平成14年に「第2次かさおかウィズプラン」を策定、平成15年7月「笠岡市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を実現するため、性別による差別の禁止、市・市民・事業者・地域団体の責務と協働などを規定しました。

さらにその後の社会情勢の変化や新たに表面化した課題、多様化する生活スタイルに伴う意識の変化に対応するために平成22年「第3次かさおかウ

イズプラン」を新たに策定し、施策の推進を図ってきました。

また、女性に対する人権侵害として、配偶者等からの暴力（ＤＶ）等が大きな社会問題として取り上げられるようになっていますが、笠岡市では平成25年3月「笠岡市ＤＶ防止基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を阻害する暴力の防止のために意識啓発や被害者支援のための相談機能の充実、警察や他の公的機関などとの連携を図っています。

（※4）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言います。

（２）基本方針

全ての人が性別に関わりなくその個性と能力を発揮し、男女の人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現に取り組んでいきます。

そのため、男女の人権の尊重と男女共同参画への理解、男女の社会活動や意思決定過程への積極的な参加と多様な意見の採択、多様な生き方を認め合い、男女が共に支え合い暮らせる環境整備を重点目標に、総合的な施策に取り組んでいきます。

（３）施策の方向

ア 男女の人権の尊重と男女共同参画社会への理解

性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女が対等な社会の構成員として様々な分野でその個性や能力を十分に発揮できるよう広報・啓発を行います。また、男女平等教育の推進に努めます。

配偶者等からの暴力（ＤＶ）やセクシャル・ハラスメント、性暴力、ストーカーなどは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の大きな阻害要因です。

このことについて、防止や支援に向けた情報等の提供など周知に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実等被害者への支援の取組を進めます。

女性は妊娠・出産等男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このことについて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※5）の視点に立ち、適切な情報や学習機会の提供に努めるとともに、生涯を通じた健康支援が推進できるよう支援します。

（※5）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：平成6（1994）年カイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された考え方で、安全な妊娠、出産、性感染症の予防を含む女性の生涯を通じた性と生殖に関する健康とその権利です。

イ 男女の社会活動や意思決定への積極的な参加と意見の採択

政策・方針の立案、決定過程の場等への男女共同参画は、その社会づくりの基盤をなすものです。女性の様々なチャレンジを支援し、社会参加を推進するとともに、政策立案、決定過程の場への男女共同参画を進めるとともに人材育成に努めます。また、男女のニーズや性差を施策に反映させるため、新たな取組の分野として防災・災害復興分野での男女共同参画を推進します。

男女がともに知識や経験を生かし、ボランティア活動や地域活動をバランスよく行えるよう、また、平等に能力や意欲を十分発揮して働き続けることができるよう支援します。

ウ 多様な生き方を認め合い、男女が共に支え合い暮らせる環境の整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解に向けての情報を提供し、仕事と家庭生活を両立させ、地域活動にも積極的に参加できるなど希望する生き方が選択できるよう支援します。

2 子ども

(1) 現状と課題

我が国では、昭和 22 年に「児童福祉法」、昭和 26 年に「児童憲章」が制定され、平成 6 年には「児童の権利に関する条約」を批准し、全ての児童の幸福を図り、「子どもの最善の利益」を優先させるとして、諸施策が進められてきたところです。また、平成 12 年には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、虐待の防止や被虐待児の早期救済をめざす施策の強化が図られてきました。また、平成 25 年 9 月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、今後、国等のいじめ防止基本方針を参考に、各学校で基本方針を定め、いじめ防止対策を図っていくこととなっています。さらに、「少子化社会対策基本法」など少子化の進行や子どもを取り巻く環境の変化に対応する法整備も進んできました。

笠岡市では、平成 16 年の児童福祉法改正を受けて、「笠岡市要保護児童対策地域協議会」を立ち上げて、地域の関係機関・団体と連携しながら児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実に取り組んでいます。

また、平成 25 年 4 月には「笠岡市子ども条例」が施行され、子どもの権利や他の人の人権を尊重することの大切さやふれあいの大切さを啓発するとともに子どもの豊かな育ちを支え合う仕組づくりを進めることとしています。

学校教育においては、子どもたちの自尊感情や人権意識を高めるための教育を推進しており、いじめ等の相談体制の充実や防止対策など対応の強化を図っています。

しかし、核家族化や就労形態の多様化、非正規雇用の拡大など社会の変化を背景に、子育てに不安を抱く親や適切な養育を受けられない子どもが増加し、子どもへの体罰や虐待の深刻化・複雑化が問題となっています。また、子どもたちの問題行動の低年齢化やいじめ、不登校などの課題は依然として残っており、さらに、インターネット上における児童ポルノの氾濫など、子どもの健全な発達を阻害するばかりでなく、人権を損なう重大な問題も生じ

ています。

(2) 基本方針

子どもの人権が尊重され、健やかに成長するために「児童の権利に関する条約」や「笠岡市子ども条例」の理念や内容の普及に努め、市民意識の高揚を図るとともに、育児やいじめ、虐待等の相談・支援体制の充実に努め、子どもが生き生きと育ち、親が安心して子どもを産み育てられるような環境整備に取り組みます。また、家庭、学校、地域等が連携して、「豊かな心と生きる力」を育む教育を推進します。

さらに、子どもの社会参加を促進し、様々な体験活動や交流活動をとおし、人間関係を育て、人間性豊かな子どもを育成するとともに、大人が一人の人間として子どもの人権を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識して、自らの責任を果たしていくような社会全体の意識の高揚を図ります。

(3) 施策の方向

ア 啓発の推進と意識の高揚

「児童の権利に関する条約」や「笠岡市子ども条例」の周知を図るとともに、関係機関と連携し、児童虐待やいじめ等個別の課題について防止や解決に向けて啓発活動を行い、家庭、学校、地域社会、企業などが役割や責任を自覚した上で、人権尊重の意識や子どもを見守り育てる意識の高揚を図ります。

イ 子育て支援の充実

全ての子どもが健やかに生まれ、成長するために、子育て支援事業や母子保健対策を充実します。また、妊婦・乳幼児健診を通じて、妊娠・出産・育児に不安のある親や発達に課題を抱える子どもに適切な保健指導や事後指導を行い、育児支援の充実に努めます。

保育所（園）においては、家庭や地域と連携し、一人一人の発達段階や

個性に応じた保育を実施し、子育てと就労の両立を支援するために延長保育や一時保育、病児・病後児保育、休日保育など保育サービスの充実を図ります。障がい児の保育については、一人一人の状態に応じた対応の向上に向けて、保育士への研修の促進に努めます。

家庭、学校、地域等と連携し、子育て支援の充実を図るとともに、放課後児童クラブ等子どもの居場所の確保に努めます。また、子どもへの有害環境の浄化に努め、子どもの社会活動への参加を促し、地域行事、交流活動等への参加を通じ、人間性豊かな子どもの育成を図ります。

また、児童虐待は年々増加し、複雑化してきているため、笠岡市要保護児童対策地域協議会の関係機関・団体と連携を行うことで虐待の未然防止に取り組むとともに早期把握と早期支援に努めます。

ウ 人権教育の充実

学校教育においては、子どもの人権が尊重されるような環境づくりを進め、児童生徒の人権への理解を深め、自他ともに大切にすると人権感覚が身につくよう指導に努めます。

また、心の教育に継続して取り組み、ボランティア活動など社会活動、自然体験、交流活動等を通じて豊かな人間性を育てていきます。

学校教育の中において、人権教育が充実するよう指導方法の研究や子どもの人権に配慮した学校運営が行われるよう努めます。

特別支援教育については、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成 25 年 9 月から施行されています。また、「インクルーシブ教育システム」(※6)の理念のもと、一人一人の状況にあわせた自立や社会参加への支援が行えるよう指導や支援を行います。

いじめに関しては、いじめ防止基本方針を策定し、対応していきます。(※7) また、非行や問題を抱える子どものためにスクールカウンセラー(※8) スクールソーシャルワーカー(※9)などを活用した相談体制を整備し、関係機関と連携を取って対応していきます。

家庭において、保護者の役割が重要であることから保護者の学習環境の

整備を図ります。

- (※6) インクルーシブ教育システム：障がいのある人が、その能力等を最大限に発揮させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下で、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。
- (※7) いじめ防止について：地方公共団体、小中学校等が策定するいじめ対策基本方針の中で道徳教育の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、教職員の資質向上、インターネットを通じたいじめに対する対策の推進、啓発活動等によりいじめに対応していくこととしています。
- (※8) スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。
- (※9) スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する人。

3 高齢者

(1) 現状と課題

少子高齢化を背景として、笠岡市では65歳以上の高齢者の比率が、平成25年4月現在、31.5%に達し、今後も上昇することが予想されます。

高齢化が急速に進展したことで、一人暮らしの高齢者が増え、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者も増加しています。介護の長期化や重度化による介護家族の負担の増大や孤立死、虐待、所在不明といった人権や尊厳に関わる問題も生じています。

このような状況を背景に、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者に対する虐待の防止と介護者への支援とが定められました。さらに、平成24年4月の介護保険法の改正で地域包括ケアシステムの構築と市民後見人の育成、活用など市町村における高齢者の権利擁護事業の推進が規定されました。

笠岡市では、平成24年3月「笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画」（ゲンキプラン21-V）を策定し、高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らせる仕組みを作ることを基本理念として市民・関係機関・市が一体となって計画の推進を図っています。

(2) 基本方針

高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう、安全で快適な生活環境の整備と一人一人が自立した生活ができるような生活支援を行い、要保護状態になっても地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが必要と考えます。

高齢者が生き生きとした生活が送れるような支援を行い、自らの経験や知識を生かした社会参加の促進や就労・学習機会の充実を図ります。

さらに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携して地域住民やボランティア等の幅広い参加によって、地域社会の中で高齢者の自立や介護

を支える仕組の整備を図ります。

(3) 施策の方向

ア 地域生活支援体制の推進

住みなれた自宅又は地域で、できるだけ長く生活ができるよう、生活支援のサービスや相談窓口を充実します。また、近所でのつながりや行政、各種関係機関、民生委員児童委員、NPO、ボランティア等が連携を図り、地域全体で高齢者の生活を支えるための地域ネットワークを強化します。

高齢者の人権擁護に関しては、成年後見制度（※10）の活用促進など高齢者の権利擁護の支援や、虐待予防、虐待事案の対応・支援などを進めます。

認知症高齢者の支援に関しては、認知症に対する正しい理解を広く普及啓発し、地域や関係機関、ボランティア等と協力して支援体制を構築し、権利擁護事業の普及啓発に努め、必要な相談を行っていきます。

高齢者の心身の状況に配慮し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境の整備を進めます。

（※10）成年後見制度：認知症高齢者、知的障がいのある人など判断能力の十分でない方を保護するため、本人の代わりに法律行為を行い、又は本人の法律行為を助けるものを選任する制度。

イ 介護予防の推進

高齢者が要介護状態や要支援状態になることを未然に予防し、活動的で生きがいのある生活ができるよう支援するとともに、高齢者が主体的に介護予防に取り組んだり、介護予防に資する活動を行ったりすることができる地域社会の構築を目指します。

ウ 社会参加の促進

多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した生きがいづく

りや自らの経験，知識を生かした社会参加，社会貢献，就労などの活動を支援し，生き生きした生活が送れるまちづくりを推進します。

4 障がいのある人

(1) 現状と課題

障がいのある人をめぐる状況は、障害福祉サービスの障害種別の一元化を柱とする平成18年4月施行の「障害者自立支援法」で大きく変わることとなりました。その後、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成25年4月の「障害者雇用促進法」の改正、「障害者総合支援法」、同6月の「障害者差別解消法」成立と制度の見直しが行われています。

笠岡市においては、「完全参加と平等」を基本理念として「笠岡市障害者福祉計画」と「笠岡市障害福祉計画」を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、社会の一員として自立した生活を確立するため、各種障がい者施策に取り組んできたところです。

しかし、現実には、障がいのある人が自分らしく生活を営んでいく上で、差別や偏見など心理的なもの、建造物の段差等物理的なもの、不十分なコミュニケーション手段など様々な障害が依然としてあることは否めません。

障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で生活が続け、就労や社会参加によって社会の一員として役割を果たし、その恩恵を平等に受けられる社会の実現に向けての施策が求められます。

(2) 基本方針

ノーマライゼーションの考え方に基づき、障がいの有無にかかわらず、個人の違いや多様性を認め合って共に生きる社会の実現を目指します。

また、障がいのある人が年齢に合わせて、自由に学校や就労先などを含めた生活の場を選び、自立して生活が送れる地域を実現できるよう努めます。

差別や偏見などの心理的な問題、段差などの物理的な問題、就労、コミュニケーションなどの問題を解決するため、年齢や障がいの有無にかかわらず過ごしやすい環境づくりを目指します。

(3) 施策の方向

ア 心のバリアフリーと交流の推進

ノーマライゼーションの理念を普及するとともに障がいのある人に対する理解を深め、お互いに認め合い、共に生きていこうとする気運を醸成するために広報、啓発活動や交流を積極的に推進します。

イ 地域生活の支援

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな生活が送れるよう在宅福祉サービスの充実を図り、体制づくりに努めます。また、地域で自立した生活を継続するためには相談を気軽に受けられることが必要です。各種の相談支援体制を強化します。

障がいのある人への虐待については、平成 24 年 10 月に社会福祉事務所に設置の笠岡市障害者虐待防止センターで支援体制の強化に努めます。

障がいのある人の権利を守るための制度として「成年後見制度」と、日常生活の支援事業として「日常生活自立支援事業」(※11)がありますが、制度の周知を図り、利用を促進します。

情報を正確に得ることは、障がいのある人の選択や決定に非常に重要となっています。情報が正確に伝わるよう努めるとともに、情報内容の充実に努め、もし、障壁（バリア）があれば障壁を除去するよう努めます。

ボランティアの活動は、障がいのある人の自立や社会参加の様々な場面で大きな役割を果たしています。このため、学校教育、地域生活等幅広い分野において、ボランティアへの理解を深め、様々なボランティアの養成や確保に努めます。また、市民が各種ボランティアに積極的に参加できるよう支援します。

また、障がいのある人の安全な生活と社会参加の保障のために建物、道路、公園、公共交通機関、住宅等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を促進します。

(※11) 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるようにするために福祉サービス利用に関する情報提供や申込手続の代行、苦情解決制度の利用援助など福祉サービス利用に関する援助等を行う事業。

ウ 自立と社会参加の促進

障がいの早期発見・早期療育を行い、障がいの程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図り、障がい児の社会的自立と可能性を広げるため、障がいの状態に応じた適切な療育、保育、教育に努めます。

障がいのある人が自己実現を図るとともに生きがいのある生活を送れるよう社会活動、就労、スポーツ文化活動等を通じた社会参加の促進を図ります。

就労により収入を得ることは、自立した生活を営む上で重要な要素となります。そのため、福祉的就労を含め、障がいのある人の就労支援を強化します。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、歴史的発展過程の中で形成された身分制度により一部の人々に対する差別が、今なお様々な形で現れている重大な社会問題です。住む場所や仕事、結婚など生活の様々な面で差別を受けるといふ、基本的人権に関わる課題です。

昭和40年「同和対策審議会答申」において、同和問題が憲法で保障する基本的人権に関わる問題であることと、早急に解決することが国の責務であり、同時に国民的課題であることが明らかにされました。同和対策審議会答申を受けて制定された特別措置法に基づく施策の推進と人々の自主的な努力によって、道路、公園などの整備が進み、地域の生活環境も大幅に改善され、様々な面で存在していた格差も改善されてきました。また、同和問題への知的理解も進み、全般的には着実に進展を見えています。

この問題を解決するため、笠岡市においては、同和問題の解決を市政における重要施策と位置づけ、法律等を尊重しながら、その推進を図ってきました。

しかし、差別意識の解消については、いまだ十分とは言えない状況にあり、結婚問題やインターネットへの差別書込み、差別発言などが見受けられ、えせ同和行為など部落差別をなくすための活動に逆行する行為も発生しています。

(2) 基本方針

同和問題解決のためには、市民一人一人に、この問題を正しく理解してもらうことが必要であり、差別意識の解消に向けた教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられた成果等を踏まえ、同和問題固有の経緯等を十分認識しつつ、家庭、学校、地域、企業等あらゆる場をとおして、引き続き積極的に推進していきます。また、市民の人権意識の高揚を図り、あ

らゆる差別の解消につなげていけるよう広く人々の共感が得られるような内容と手法を取り入れ、感性や人権感覚をかん養していきます。

また、産業・就労面や教育上での問題解決のため、格差の解消や自立の促進に向けて一般対策での取組を進めていきます。

(3) 施策の方向

ア 啓発の推進

偏見や差別意識の解消のためには、同和問題を正しく認識し、知的理解にとどまらず、日常生活の中で生かされる人権感覚を育む啓発を実施することが必要です。

このため、県や関係機関との連携を図りながら、一人一人が差別解消に主体的に取り組めるよう様々な機会をとらえて啓発活動を実施していきます。その際、多くの市民が参加できるような身近で親しみのある啓発となるよう講演会やイベントを工夫していきます。また、マスメディアも活用して人権意識の高揚に努めます。

イ 教育の推進

差別を解消し、差別のない社会を実現するため、これまで積み上げられてきた教育の成果を踏まえ、学校教育と社会教育の連携を図りながら、教育を推進します。

学校教育においては、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた教育を行うことにより、人権感覚を身につけ、自らの課題として主体的に取り組むことができるような実践的態度を養います。また、教職員の資質、指導力の向上のための研修等の充実を図ります。

社会教育においては、地域の実情に応じて、公民館や各種団体と連携し、学習機会の提供を図りながら、学習内容や方法等の創意工夫に努めます。家庭教育も果たす役割が大きいため、保護者に対する学習機会の提供を図っていきます。

ウ 各種施策の推進

就労面においては、関係機関と連携を図りながら、公正な採用と職場への定着を図るための啓発・指導を継続するとともに、情報提供や相談等により就業の促進に努めます。

また、隣保館活動・運営については、笠岡市の福祉の向上や人権確立の拠点として位置づけられており、開かれた吉田文化会館として生活上の各種相談、人権情報発信等の啓発・交流、福祉施策、教育・文化活動等、より一層機能を充実していきます。

高額図書購入強要をはじめとするえせ同和行為は、同和問題解決を阻害する悪質な行為です。県や関係機関と連携し、えせ同和行為の排除に向けて取り組みます。

6 在住外国人

(1) 現状と課題

平成 25 年 3 月末現在、笠岡市における外国人の住民登録者は、298 人となっています。また、短期滞在の外国人を含めるとさらに多いと推測されます。

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としているものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しているところです。しかし、現実には過去の歴史に由来する差別や偏見があるほか、単なる外見や言語・文化・宗教・生活習慣の違いや価値観等の違いから在住外国人が差別や偏見に基づく不利益な扱いを受けることや、情報や制度の不整備による教育などの各種権利義務行使が困難な場合があります。

在住外国人がこのような差別や偏見、不利益にあわないよう、お互いに人権意識を醸成し、文化交流や地域交流などにより、豊かな地域づくりを進めることが求められています。

(2) 基本方針

国際化にふさわしい人づくりや、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めるためには、在住外国人が一人の住民として快適な生活を送ることができるよう多文化共生の取組をより一層進めていく必要があります。

このため、諸外国の文化、生活習慣等の理解を深め、国籍に関係なく人権を平等に保障し、在住外国人の人が安全に安心して生活できるよう、行政サービスや生活相談の充実、教育・保健・福祉等のわかりやすい情報提供に努めていきます。

支援にあたっては、行政機関、民間団体、ボランティア等と協働の推進体制をつくり、取組を進めていきます。

(3) 施策の方向

ア 人権意識の高揚のための啓発・教育と相互理解の促進

在住外国人に対する理解を深め、差別や偏見をなくすため、学校、行政、各種団体が行う国際理解・国際協力の教育、学習、交流等をとおして人権意識の高揚を図ります。

イ 在住外国人が住みやすい地域づくりのための配慮

在住外国人が地域で安心して生活できるよう、日常生活で必要とされる情報の提供や日本語教室等言語支援に努めます。また、関係機関等と連携し、在住外国人の相談体制の充実に努めます。

また、在住外国人の児童生徒が安心して勉学に取り組めるよう、必要な学習支援、教育相談の体制の整備を図ります。

ウ 生活支援

在住外国人の就労について、日本人と平等な扱いとなるよう雇用主に理解と協力を要請します。

また、在住外国人の保健、医療などについて利用しやすい環境・条件の整備に努めます。

さらに在住外国人に対する国民健康保険・国民年金の制度の周知徹底を図ります。

7 患者等

(1) 現状と課題

進行性の免疫機能障害を特徴とするHIV感染症（特にHIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことをエイズ（後天性免疫不全症候群）と呼びます）（※12）をはじめ、新たな感染症の出現や国際的な交流の進展など、感染症をめぐる社会情勢の変化を背景に、感染症患者や家族への差別や偏見の存在が重く受け止められるようになりました。そこで、平成11年に感染症に関する法律が大きく変更され、感染症の患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。平成19年には同法に「結核予防法」が統合されました。

しかし、感染症や病気に対する知識の不足による差別や偏見は依然として存在し、感染症や病気の患者、回復者、家族等に対する差別や偏見を解消していく必要があります。

どのような病気等であっても患者の多くは、病気等に関する知識の不足から内容や治療の効果に対して不安を持っています。そのため、医師は病名や診療の目的・内容等について十分な説明を行う必要があります。

また、差別や偏見を受けるおそれの高い病気に対しては、正しい知識の普及・啓発活動を行い、感染者、患者、回復者及びその関係者の人権を尊重していくことが大切です。

特にハンセン病はらい菌の感染によって発病する病気です。感染力は弱く、感染しても発病する可能性は低い病気です。また、治療すれば短期間に治癒する病気ですが、誤った認識により、患者・回復者・家族等への差別や偏見が残っており、療養所入所者の多くは病気が治癒しているにもかかわらず長期の強制隔離政策により、家族や親族と関係を断たれ、療養所に残らざるを得ない状況になっています。

（※12） HIV感染症： HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって引き起こされる免疫機能障害を特徴とする疾患で、免疫不全症候群を特にエイズと呼んでいますが、感染力は

強くなく、正しい知識を持っていれば日常生活で感染を恐れる必要はありません。また、病気自体も治療薬が開発され、病気の発症を防いだり、症状を緩和することが可能です。

(2) 基本方針

エイズ、H I V感染症等病気に対する正しい理解を深めるため、関係機関と協力し正しい知識の普及啓発に努めます。また、検査や治療にあたっては、関係機関と連携し、患者等のプライバシーに配慮した対策を行い、十分に病気等や治療方法に関する情報提供を行うよう努めます。

(3) 施策の方向

ア 正しい知識の普及・啓発

エイズ、H I V感染症やハンセン病等病気の感染者や患者、回復者や家族に対する差別や偏見を防ぐため、正しい知識の啓発を県や学校、医療機関等と連携して進めます。

イ 情報提供とプライバシーの保護

患者や感染者が自ら医療を自主的に判断できるように患者や感染者の立場に立った医療情報の提供や説明を行うとともに、患者や感染者の理解を得るように関係機関との連携に努めていきます。

また、カルテ、医療費の請求に係る書類には重要な個人情報が含まれているため、医療従事者等の守秘義務や情報管理が図られるように啓発に努めます。

ウ 相談・検査・診療体制の充実

保健所や医療機関と協力して患者や感染者が安心して医療を受けられるような相談・検査・診療体制の充実を図ります。また、まん延防止のための措置にあたっては適正な手続きを通じて行います。

8 様々な人権問題

(1) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

高度情報化社会を背景に、パソコン、携帯電話、スマートフォンなどによるインターネットや電子メールなどは、大量の情報を収集・発信できる便利なメディアとして多くの人に利用されています。しかし、その反面、一度掲載された情報は、あらゆるところに急速に拡散してしまう可能性があります。また、情報発信の匿名性を利用して他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権に関わる問題が多数発生しています。

青少年の間ではブログ等によるいじめや中傷等が行われ、また、異性を紹介する「出会い系サイト」や児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

平成14年5月に「プロバイダ責任制限法」が施行され、インターネット上など、情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を持つことが規定されていますが、被害者が特定されない場合は同法では対応できないなど、不十分な状況となっています。

イ 基本方針

市民一人一人がインターネットの利点と問題点を正しく理解し、情報を提供する側も利用する側もモラルを守って正しく利用するための啓発をしていく必要があります。

また、保護者や学校と協力して青少年を有害情報から守るよう努めます。

さらに、児童・生徒に対しては、インターネットや携帯電話等に関する正しい使い方を理解させる必要があります。そのため、情報化がもたらす

社会的影響について周知し、情報の収集や発信における責任やモラルについて理解させるための教育を行っていきます。

ウ 施策の方向

（ア）インターネット利用上のモラルの普及啓発

市のホームページなどを通じて差別を助長したり、人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、モラルを守ってインターネットを正しく利用するよう啓発に努めます。

また、市のホームページについては適正な管理運用に努めます。

（イ）適正なインターネットの利用の指導

学校においては、児童生徒がいじめや誹謗中傷の対象になったり、犯罪に巻き込まれたりしないよう情報を見極め、責任を持って情報を発信できるようモラルを守った正しいインターネットや携帯電話等の使い方を指導していきます。

（２） 個人情報の保護

ア 現状と課題

情報化社会の進展により、企業や官公庁を問わず個人情報がコンピュータ管理されており、笠岡市においても多様化する行政需要に的確に対応し、事務の効率化や行政サービスの向上のため利用されています。ただ、コンピュータ処理は、結合、検索等が容易に行えることから慎重な取り扱いが求められます。また、個人情報はプライバシーに関わる重要な問題であることから、国においては平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」が制定されましたが、官民を問わず、個人情報の漏えいの報道が続いている状況があります。

笠岡市においては、この法律や「笠岡市個人情報保護条例」等に基づいて適正に管理しています。

イ 基本方針

個人情報の管理等については、規定が定められていますが、個人情報の漏えい等を防止するため、情報管理に際しては、職員一人一人が情報に対する重要性の認識を持つ必要があることから、個人情報の重要性について意識啓発を行っていきます。

(3) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族は、その直接的被害にとどまらず、プライバシーの侵害などの二次的な被害に苦しめられることが少なくありません。

そのため国においては、平成 16 年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利の保護が図られることとなりました。

また、関係法令も改正され、犯罪被害者等の支援に資することとなりました。

笠岡市においても、平成 24 年に「笠岡市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

イ 基本方針

犯罪被害者等の相談・支援を行う総合窓口を設置するとともに、犯罪被害者等の置かれている立場に理解を深められるよう啓発等の活動を推進します。

(4) 刑を終えて出所した人

ア 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族には根強い偏見や差別が存在します。そのため、社会復帰や更生を目指す人には、就職や住居の確保が困難で更生の意欲を失ったり、生活に行き詰まったりする場合があります。このように刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を送るには厳しい現実があります。

イ 基本方針

刑を終えて出所した人に対する偏見を解消し、家族や職場、地域などの周囲の理解が得られるよう法務省などと連携し、啓発活動の推進に努めます。また、関係機関と協力し、自立した生活が営めるよう支援の体制づくりを進めます。

(5) 性同一性障がい

ア 現状と課題

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と意識の上での性が一致せず、精神的に強い苦痛を感じている状態をいいます。そのことで社会生活に支障をきたしている人がいます。

平成16年に「性同一性障害者特例法」が施行され、性同一性障がいで、一定の条件を満たす場合には家庭裁判所を経て、性別の取扱いの変更が認められるようになりました。平成20年には性別の変更要件が緩和されました。

イ 基本方針

性同一性障がいに対する理解が深まり、正しい認識が得られるよう啓発活動に努めます。

(6) その他の人権問題

前述した課題の他にも人の性愛が同性に向かうのか、異性に向かうのかという性に係わる意識や感覚をいう性的指向に係る問題やホームレスの人の問題、消費者、北朝鮮当局による拉致問題、中国から帰国した残留邦人やその家族の問題、アイヌの人々の問題、人身取引、自殺問題、震災に伴う人権問題、戦争により被害を受けた人、パワーハラスメント(※13)、ひきこもりなどの人権問題があります。これらの問題や今後発生する人権問題などについても、全ての人々の人権の尊重とその保障の観点に立って啓発活動を中心に取り組んでいきます。施策を推進するため、庁内組織等を中心に国、県、関係機関とも連携して着実に施策を推進していきます。

(※13) パワーハラスメント：職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超え、継続的に、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

第6章 参考資料

1 参考編

人権関係法令等一覧

2 資料編

日本国憲法（抄）

世界人権宣言

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権尊重の都市宣言

笠岡市人権尊重の都市づくり条例

笠岡市男女共同参画推進条例

笠岡市子ども条例

笠岡市個人情報保護条例

笠岡市犯罪被害者等支援条例

参 考 資 料

人権関係法令等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ～ 2
日本国憲法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 6
世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ～ 12
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・	13 ～ 15
人権尊重の都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・	16
笠岡市人権尊重の都市づくり条例・・・・・・・・	17 ～ 18
笠岡市男女共同参画推進条例・・・・・・・・	19 ～ 23
笠岡市子ども条例・・・・・・・・・・・・・・・・	24 ～ 27
笠岡市個人情報保護条例・・・・・・・・	28 ～ 38
笠岡市犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・	39 ～ 41

(人権関係法令等一覧)

課題	法 令 等 の 名 称	施 行 日
人権全般	日本国憲法	昭和 22 年 5 月 3 日
	教育基本法	昭和 22 年 3 月 31 日
	世界人権宣言	昭和 23 年 12 月 10 日
	人権擁護委員法	昭和 24 年 5 月 31 日
	人種差別撤廃条約	昭和 40 年 12 月 21 日
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日
女性	母子及び寡婦福祉法	昭和 39 年 7 月 1 日
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律 (男女雇用機会均等法)	昭和 47 年 7 月 1 日
	女子差別撤廃条約	昭和 54 年 12 月 18 日
	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成 3 年 5 月 15 日
	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月 23 日
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	平成 13 年 4 月 13 日
子ども	学校教育法	昭和 22 年 3 月 31 日
	児童福祉法	昭和 22 年 12 月 21 日
	少年法	昭和 23 年 7 月 15 日
	社会教育法	昭和 24 年 6 月 10 日
	勤労青少年福祉法	昭和 45 年 5 月 25 日
	児童の権利に関する条約	平成元年 11 月 20 日
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律	平成 11 年 5 月 26 日
	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 年 5 月 25 日
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)	平成 15 年 6 月 13 日
	青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)	平成 20 年 6 月 18 日
	子ども・若者育成支援法	平成 22 年 4 月 1 日
高齢者	いじめ防止対策推進法	平成 25 年 9 月 28 日
	老人福祉法	昭和 38 年 7 月 11 日
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和 46 年 5 月 25 日
	高齢社会対策基本法	平成 7 年 11 月 15 日
	介護保険法	平成 12 年 4 月 1 日
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年 4 月 6 日
障がいのある高齢者	高齢者虐待の防止、高齢者の援護者に対する支援等に関する法律	平成 17 年 11 月 9 日
	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律	平成 18 年 6 月 21 日

課題	法 令 等 の 名 称	施 行 日
障害のある人	身体障害者福祉法	昭和 24 年 12 月 26 日
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 年 5 月 1 日
	知的障害者福祉法	昭和 35 年 3 月 31 日
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 年 7 月 25 日
	障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日
	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	平成 5 年 5 月 26 日
	身体障害者補助犬法	平成 14 年 5 月 29 日
	発達障害者支援法	平成 16 年 12 月 10 日
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 24 年 10 月 1 日
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 25 年 4 月 1 日
外在 国住 人	出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年 10 月 4 日
	外国人登録法	昭和 27 年 4 月 28 日
	国際受刑者移送法	平成 14 年 6 月 12 日
患者 等	ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律	平成 13 年 6 月 22 日
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成 10 年 10 月 2 日
様々 な 人 権 問 題	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	平成 12 年 2 月 13 日
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）	平成 14 年 5 月 27 日
	労働基準法	昭和 22 年 5 月 1 日
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和 56 年 1 月 1 日
	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律	昭和 63 年 12 月 16 日
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（帰国者支援法）	平成 6 年 10 月 1 日
	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成 9 年 5 月 14 日
	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成 12 年 11 月 1 日
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14 年 8 月 7 日
	北朝鮮当局によって拉致された被害者の支援に関する法律	平成 15 年 1 月 1 日
	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日
	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 年 7 月 16 日
	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	平成 16 年 5 月 28 日
	消費者基本法	平成 16 年 6 月 2 日
	公益通報者保護法	平成 16 年 6 月 18 日
	犯罪被害者基本法	平成 17 年 4 月 1 日
	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律	平成 17 年 5 月 25 日
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 年 6 月 23 日
	自殺対策基本法	平成 18 年 10 月 28 日
	更正保護法	平成 19 年 6 月 19 日

日 本 国 憲 法 (抄)

公布 昭和 2 1 年 1 1 月 3 日

施行 昭和 2 2 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第 3 章 国民の権利及び義務

(国民の要件)

第 1 0 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

(基本的人権の享有)

第 1 1 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(自由・権利の保持責任と濫用の禁止)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利、公共の福祉)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等、貴族制度の禁止、栄典)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(略)

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由、国の宗教活動の禁止)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会保障義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活都面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(労働基本権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(略)

(法定手続の保障)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(略)

(基本的人権の本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

世 界 人 権 宣 言

1948年12月10日

第3回国連総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽蔑が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しく

は社会的出身，財産，門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく，この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに，個人の属する国又は地域が独立国であると，信託統治地域であると，非自治地域であると，又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず，その国又は地域の政治上，管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は，生命，自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も，奴隷にされ，又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は，いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も，拷問又は残虐な，非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は，いかなる場所においても，法の下においても，人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は，法の下において平等であり，また，いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は，この宣言に違反するいかなる差別に対しても，また，そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても，平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は，憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し，権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も，ほしいままに逮捕，拘禁，又は追放されることはない。

第10条

すべて人は，自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って，独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は，すべて，自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは，無罪と推定される権利を有す

る。

- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教にいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、

行事，礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は，意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は，干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により，また，国境を越えると否とにかかわらず，情報及び思想を求め，受け，及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は，平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も，結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は，直接に又は自由に選出された代表者を通じて，自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は，自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は，統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は，定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は，平等の普通選挙によるものでなければならず，また，秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は，社会の一員として，社会保障を受ける権利を有し，かつ，国家的努力及び国際的協力により，また，各国の組織及び資源に応じて，自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的，社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべての人は，勤労し，職業を自由に選択し，公正かつ有利な勤労条件を確保し，及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は，いかなる差別をも受けることなく，同等の勤労に対し，同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は，すべて，自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け，かつ，必要な場合には，他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は，自己の利益を保護するために労働組合を組織し，及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は，労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をも

つ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者に等しく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使

してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律 第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を、踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議

平成12年11月15日

衆議院法務委員会 採択

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組は、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議

平成12年11月28日

参議院法務委員会 採択

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行にあたっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。

- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

人 権 尊 重 の 都 市 宣 言

平成 8 年 3 月 1 5 日

議 決

私たちは、日本国憲法により生命、自由及び幸福追求についての基本的人権が永久の権利として保障されている。

しかるに、近年における人権軽視の思想を反映し、ややもすれば利己主義、人命軽視等他人の人権を尊重する意識の欠如が見られることは、まことに憂慮に耐えないところである。

今こそ、基本的人権の尊重を市民全体の目標とし、明るく住みよい心やさしい生活元気都市づくりのため、ここに、笠岡市を「人権尊重の都市」とすることを宣言する。

笠岡市人権尊重の都市づくり条例

平成13年12月21日

条 例 第31号

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言、また、すべての基本的人権を保障した日本国憲法の理念に基づき、本市は人権尊重の都市宣言を行った。この宣言の趣旨にのっとり、すべての市民の互いの人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、市及び市内に暮らすすべての者(以下「市民」という。)の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め実施することにより、すべての市民の人権が大切にされ、一人ひとりが生きる喜びを実感できる人権尊重の社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権尊重の都市づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らが人権尊重の都市づくりの担い手であることを認識し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策基本方針を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在住外国人、患者等の人権に関する問題についての施策に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権施策推進委員会の設置)

第5条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議及び推進をするため、笠岡市人権施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織等)

第6条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

笠岡市男女共同参画推進条例

平成15年7月1日

条 例 第21号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策(第7条～第16条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する行為の制限(第17条。第18条)

第4章 推進体制(第19条・第20条)

第5章 補則(第21条)

附則

すべての人が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、互いに人権を尊重し合う男女共同参画社会の実現は、緊要な課題である。

本市においては、平成13年12月笠岡市人権尊重の都市づくり条例を制定し、すべての市民の互いの人権が尊重され、明るく住みよい社会を実現するための人権尊重の施策を進めている。男女共同参画社会の実現に向けては、その指針となる「かさおかウィズプラン」を基に、積極的に施策を展開しているが、今なお性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行は、依然として残っている。また、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

急速に進む少子高齢化、高度情報化及び国際化の中で、真に調和のとれた活力ある豊かな地域社会を築いていくためには、男女が共に対等な立場であらゆる分野に参画し、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を選択することのできる「住みよいまち」を創造することが不可欠である。

このような認識から、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を推進する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女の個性及び尊厳が守られ、活力ある豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに

よる。

(1) 男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの性を理解し合い、性と生殖に関する健康に関し、個人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから国際的な交流と協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たり、国、県、事業者及び市民と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する前条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、家庭、学校、地域、職場等において、ドメスティック・バイオレンス又は虐待の事実を知った場合には、関係機関へ通報するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に自ら努めるとともに、市が実施する第4条第1項に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女共同参画社会の形成のため、当該事業活動に関し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第8条 市は、男女共同参画社会の形成に関し、必要な調査及び研究を行うとともに、情報及び資料を収集し、市民及び事業者へ提供しなければならない。この場合において、笠岡市個人情報保護条例(平成13年笠岡市条例第13号)に基づき、個人情報の保護に関し配慮をしなければならない。

(普及啓発)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に関して、広く市民及び事業者の理解が深まるよう啓発、学習促進等に積極的に努めるものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の推進状況等を明らかにした年次報告書を作成し、公表するものとする。

(市民又は事業者への支援)

第11条 市は、市民又は事業者が実施する男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第12条 市は、男女が共に、育児、介護その他の家庭生活及び地域生活と職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(教育の推進)

第13条 学校教育及び社会教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性を深く認識し、教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画社会の基本理念に配慮して教育を行うよう努めなければならない。

2 市は、次代を担う子どもたちの教育に関し、男女が共に積極的に参画するよう啓発に努めなければならない。

(相談の対応等)

第14条 市は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談の申出があつた場合には、関係機関等と協力し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会等における積極的改善措置)

第15条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理しなければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第17条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 家庭、学校、地域、職場等あらゆる場において、性別による差別的言動又は相手の望まない性的な言動等により、不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害するような行為

(2) ドメスティック・バイオレンス

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力等を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現をしないよう努めなければならない。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第19条 市は、市民、事業者と互いに協働して男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を円滑、総合的に企画、調整及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第20条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、笠岡市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、意見を聴くことができる。

2 委員会は、関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に対し是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行うことができる。

3 委員会は、市長が委嘱する委員15人以内をもつて組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任するものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

笠岡市子ども条例

平成24年12月27日

条 例 第28号

子どもは、未来への希望であり、一人の人間としてその尊厳が守られるかけがえのない存在です。

子どもは、権利について正しく学び、自らの権利を実現することで、ほかの人の権利を尊重できるようになります。そして、さまざまな権利が守られることで、豊かな子ども時代を過ごすことができるようになり、社会の一員として自立した大人に成長していきます。

現代の社会には、子どもの権利を脅かすさまざまな問題があり、このような時代を乗り越えていくには、子どもが生きる力を身につけることが大切です。

子どもの生きる力を培うためには、家庭や地域を中心とした社会全体で愛されることが必要です。子どもは愛されることにより、自分も周りの人も愛する気持ちが生まれます。さらに、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことで、自分自身を高め、豊かな人間性を育んでいくことができます。

笠岡市に住む子どもが、心豊かに成長することは、すべての市民の願いです。大人は、子どもの権利条約に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えます。

笠岡市は、地域の行事や日々の暮らしを通じて、子どもとのふれあいを大切にします。さらに、家庭、学校園等、地域社会、事業所及び市が協働することにより、まち全体で子どもの豊かな育ちを支え合う仕組みを整え、子どもが夢と希望をもち、安心して幸せに生活することができるまちの実現を目指し、この条例を定めます。

第1章 総則

(目指すもの)

第1条 この条例は、子どもの幸せを第一に考える視点のもとに、次代を担う子どもが未来に夢と希望をもち、安心して心豊かに育つことを目指します。

2 この条例は、目指すものを実現するために、次のことを定めます。

- (1) 子どもの育成についての基本的な考え方
- (2) 子どもの権利
- (3) 大人の役割

(言葉の定義)

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人をいいます。
- (2) 協働 家庭、学校園等、地域社会、事業所及び市が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、同じ目標に向かって、互いに支え合い、協力することをいいます。

(3) 学校園等 保育所，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，児童福祉施設などの施設をいいます。

(4) 地域社会 地域に住む人や，地域で活動をしている団体をいいます。

(5) 事業所 市内で事業活動を行う個人や法人をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの育成についての基本的な考え方は，次のとおりです。

(1) 子どもは，生まれながらにして一人の人間としてその権利が守られ，最善の利益が保障されるかけがえのない存在です。

(2) 大人は，子どもには個人差や発達段階があることを認識し，心のふれあいを大切に，子どもとの信頼関係を築いていきます。

(3) 大人は，それぞれの果たすべき役割を認識し，互いに協働しながら，子どもを取り巻く環境を整え，子どもの生きる力を育んでいきます。

第2章 豊かな子ども時代を過ごすための大切な権利

(子どもの権利)

第4条 この章に定める権利は，子どもが成長していくために，特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは，その年齢や発達段階に応じて，ふさわしい配慮がなされ，支援を受けることができます。

(権利の尊重)

第5条 子どもは，自らの権利が尊重されるのと同じように，ほかの人の権利も尊重しなければなりません。

(生きる権利)

第6条 子どもは，自分らしく生きていくために，主として次のことが保障されます。

(1) 自分の考えや気持ちを自由にもつこと。

(2) 個性やほかの人との違いが認められ，一人の人間として尊重されること。

(3) 夢を抱き，それに向かつて挑戦すること。

(守られる権利)

第7条 子どもは，安全に安心して生きていくために，主として次のことが保障されます。

(1) 虐待やいじめなど，あらゆる暴力から守られること。

(2) いかなる差別も受けないこと。

(3) プライバシーや名誉が守られること。

(育つ権利)

第8条 子どもは，豊かに育つために，主として次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 文化、芸術、スポーツを体験すること。
- (3) 自然に親しむこと。

(参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを自由に表すことができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。
- (4) 社会参加への適切な支援が受けられること。

第3章 大人の役割

(家庭の役割)

第10条 保護者は、子どもとともに育つなかで、心のふれあいを通して、子ども自らが愛され大切にされていると実感できるような家庭づくりに努めます。

2 保護者は、子どもに生活習慣を身につけさせ、社会のルールを教える責任があります。

(学校園等の役割)

第11条 学校園等は、子どもの年齢や発達段階に応じた知識や技能を身につけさせるとともに、子どもが自ら考え、解決していく力を育てるように努めます。

2 学校園等は、子どもが集国の中で互いに支えあいながら、自らの可能性を高め、自分らしく生きて行くことができるよう、豊かな人間性や社会性を育てるように努めます。

(地域社会の役割)

第12条 地域社会は、子どもが安心して気持ちよく過ごすことができる環境づくりに努めます。

2 地域社会は、子どもが地域の一員として、行事や活動に参加し、自然や文化に親しむ機会を提供するように努めます。

(事業所の役割)

第13条 事業所は、子どもを育成することが未来の社会の担い手を育てる大切な営みであることを認識するとともに、保護者が安心して仕事と家庭を両立しやすいように環境を整え、学校園等や地域社会との連携に努めます。

(市の役割)

第14条 市は、家庭、学校園等、地域社会及び事業所と協働しながら、それぞれの役割が果たせるように支援や調整を行い、条例の目指すものの実現に向けて推進していきます。

第4章 推進するための取組

(計画と評価)

第15条 市は、子どもの育成に関わる取組を、総合的かつ継続的に推進していくための計画をつくり、わかりやすく公表します。

2 市は、計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう総合的な支援に取り組めます。

3 市は、計画に基づいて実施した取組の結果について評価し、わかりやすく公表します。

4 市は、評価した内容を尊重し、必要な措置を取るよう努めます。

(推進会議)

第16条 市は、家庭、学校園等、地域社会及び事業所と協働して子どもの育成に関わる取組を、総合的かつ継続的に進めていくために、推進会議を設置します。

(子どもの意見を聴く機会)

第17条 市は、子どもの視点や意見をまちづくりに反映させることができるように子どもの意見を聴く機会を設けます。

(笠岡市子ども週間)

第18条 市は、毎年11月第2月曜日からの1週間を「笠岡市子ども週間」と定め、家庭や地域社会のなかで、大人と子どもが心のふれあいをより深めるための週間とします。

(相談体制の充実)

第19条 市は、支援が必要な子どもや子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。

(虐待やいじめなどへの対応)

第20条 市は、関係機関と連携を深め、子どもに対する虐待やいじめなどの防止や早期対応に努めます。

(広報)

第21条 市は、この条例の目指すものや内容を子どもや大人にわかりやすく広めていきます。

(委任)

第22条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

笠岡市個人情報保護条例

平成13年3月27日

条 例 第13号

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 個人情報の収集(第6条～第15条)
- 第3章 開示請求等(第16条～第26条の2)
- 第4章 附属機関(第27条・第28条)
- 第5章 事業者が保有する個人情報の保護(第29条～第31条)
- 第6章 雑則(第32条～第35条)
- 第7章 罰則(第36条～第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 笠岡市情報公開条例(平成10年笠岡市条例第13号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 生存する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープその他一切の媒体に記録されるもの又はされたものをいう。ただし、法人に関して記録された情報に含まれる当該法人の役員に関する情報を除く。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。

(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(6) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(7) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の基本的人権を擁護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業汚動の実施に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第6条 実施機関は、個人情報の収集に当たっては、個人情報を取り扱う事務の目的達成に必要な最小限の範囲(以下「収集目的の範囲」という。)で適正に行わなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、思想、信条、宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が、審議会(情報公開条例第17条第1項に規定する笠岡市情報公開及び個人情報保護審議会をいう。以下同じ。)の意見を聴いて個人情報の取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

(直接収集)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、業務の内容、収集目的等を明らかにして個人情報の当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは本人以外の者から個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 報道、出版等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談その他の事務を処理する場合であつて、本人から収集したのでは当該事務の適正な遂行に支障が生じると認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 人の生命、身体、財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第6号から第8号までに掲げる場合に該当するものとして本人以外の者から個人情報を収集したときは、本人への通知その他適切な措置を講じなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 申請行為その他これに類する行為によって、実施機関が個人情報を収集したときは、本人から直接収集したものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の収集目的の範囲を超えた利用(以下「目的外利用」という。)又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合において

は、目的外利用又は外部提供を行うことができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 報道、出版等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体、財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で使用する、かつ、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、当該実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることが求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報の処理を実施機関以外の電子計算組織と通信回線により結合し行うときは、不正アクセスを防止するための保護対策、緊急時における結合停止等の保護対策その他個人情報の保護対策を講じなければならない。

(適正管理)

第12条 実施機関は、個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者を定めるとともに、個人情報の適正な維持管理のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の正確性及び最新性を確保すること。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、個人情報が不要となった場合は、当該個人情報を速やかに消去し、又は

当該個人情報に係る公文書を廃棄しなければならない。

(委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、保有個人情報の処理に関する業務を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、保有個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第14条 実施機関から保有個人情報の処理に関する業務の委託を受けた者は、当該受託業務の範囲で保有個人情報の適正な維持管理について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 前項に規定する受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。当該受託業務が終了した後も、同様とする。

(個人情報ファイルの保有に関する通知)

第15条 実施機関、個人情報ファイルを継続して保有(自らの所掌する事務の目的達成の用に供するための個人情報ファイルの作成又は取得及び維持管理をいい、個人情報の処理の全部又は一部を他に委託してする場合を含む。以下同じ。)しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に通知しなければならない。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルへの記録項目
- (4) 個人情報ファイルを保有する実施機関名及び組織名
- (5) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報ファイルの保有をやめたときは、市長に対しその旨を通知しなければならない。

3 市長は、前2項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより当該通知を受けた事項を審議会に報告しなければならない。

4 市長は、実施機関が保有している個人情報ファイルについて、規則で定めるところにより一般の閲覧に供さなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であつた者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報ファイルについては適用しない。

第3章 開示請求等

(開示請求)

第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、自己情報の開示

を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する開示請求をすることができる。

(開示しないことができる自己情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自己情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているとき。
- (2) 個人の評価、選考、診断、判定、指導、相談、推薦等に関するものであって、開示することにより当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に支障を生じるおそれがあるとき。
- (3) 開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている自己情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 市と国等との間における協議、協力、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき。
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害するおそれがあるとき。
- (7) その他開示することにより、公務の執行の妨げになると認められる場合で、市長が審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、前条各号のいずれかに該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)の部分とそれ以外の自己情報の部分がある場合において、当該不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該不開示部分を除いて開示しなければならない。ただし、当該不開示部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示事項が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(自己情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報

を開示することとなるときは、実施機関は、自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(自己情報の訂正, 削除及び中止の請求)

第20条 何人も、実施機関が保有する自己情報について、事実には誤りがあると認めるとき、又は不完全であると認めるときは、実施機関に対し当該自己情報の全部又は一部の訂正を請求することができる。

2 何人も、実施機関が収集目的の範囲を超えて、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して自己情報の収集をしていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の全部又は一部の削除を請求することができる。

3 何人も、実施機関が第9条の規定に違反して自己情報の目的外利用又は外部提供を行っているとき、又は行うおそれがあると認めるときは、当該実施機関に対して、その中止を請求することができる。

4 前3項に規定する請求(以下「訂正等の請求」という。)については、第16条第2項の規定を準用する。

(開示請求等の手続)

第21条 開示請求又は訂正等の請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 請求区分

(2) 氏名及び住所

(3) 開示請求等に係る自己情報の内容

(4) その他規則で定める事項

2 開示請求等をしようとする者は、当該開示請求等に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正等の請求に係る事実を証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、開示請求等があったときは、遅滞なく審査を開始しなければならない。この場合において、請求書の記載事項、添付書類等に不備があるときその他形式上の要件に適合しないときは、開示請求等をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて開示請求等の補正を求めなければならない。

(訂正等の請求による停止)

第22条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該訂正等の請求に係る自己情報の利用又は提供を停止するものとする。ただし、

停止によって実施機関の正当な行政執行に支障を生じる場合は、この限りでない。

(開示請求等に対する決定及び通知)

第23条 実施機関は、開示請求があつたときは、その請求を受理した日から起算して15日以内に当該開示請求に係る自己情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)又は全部を開示しない旨の決定を、訂正等の請求があつたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に当該訂正等の請求を認める旨又は当該訂正等の請求の全部若しくは一部を拒否する旨の決定をしなければならない。ただし、第21条第4項後段の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定を行つたときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示請求に対し、自己情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、及び訂正等の請求の全部又は一部を拒否する旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示しないことを決定した保有個人情報、期間の経過により第17条各号に掲げる保有個人情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その時期を前項の通知書に記載するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求等を受理した日から起算して開示請求については45日を、訂正等の請求については60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第24条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が不服申し立ての手続を講じるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、書面で所定の事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第25条 実施機関は、開示の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

2 実施機関は、第23条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに、当該自己情報を訂正し、削除し、又は、

目的外利用等を中止しなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者及び当該自己情報の目的外利用等をしている者に対し、通知しなければならない。

(費用負担)

第26条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正、削除、又は中止に要する手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき保有個人情報の開示を行う場合で、写しの作成及び送付に要する費用は、当該開示請求をした者の負担とする。

(苦情の処理)

第26条の2 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

2 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるよう努めなければならない。

第4章 附属機関

(審査会への諮問)

第27条 この条例による実施機関の処分又はその不作為について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するときを除き、速やかに情報公開条例第16条に規定する笠岡市情報公開及び個人情報保護審査会に当該不服申立てについて諮問し、決定その他の措置を講じなければならない。

(審議会)

第28条 審議会は、この条例によりその権限に属せられた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行うものとする。

第5章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者への調査、指導等)

第29条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を確認するために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が第1項に規定する協力要請を拒んだとき、又は前項に規定する勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

(出資法人の責務)

第30条 市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じるよう努めなければならない。

(指定管理者の特例)

第30条の2 指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行う場合は、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じるよう努めなければならない。

(国等への要請等)

第31条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国等に対し、適切な措置を講じるよう要請し、又は国等からの要請に応じるものとする。

第6章 雑則

(他の制度との調整)

第32条 保有個人情報の閲覧、写しの交付、訂正若しくは削除又は利用若しくは外部提供の中止についての手続きが別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

(市長の調整)

第33条 市長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関し、市長以外の実施機関に対し報告を求めるとともに、助言をすることができる。

(運営状況の公表)

第34条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による個人情報保護制度の運営状況について公表しなければならない。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった又は第14条の受託業務に従事している者は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を、自己若しくは第3者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目

的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の第2条第1号の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

(笠岡市情報公開条例の一部改正)

- 2 笠岡市情報公開条例(平成10年笠岡市条例第13号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成16年3月12日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7章の規定については、公布の日から3月を経過した日から施行する。

附 則(平成16年3月24日条例第17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

笠岡市犯罪被害者等支援条例

平成24年3月28日

条 例 第13号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民、事業者並びに民間支援団体(以下「市民等」という。)の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 県、警察その他関係行政機関をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況、原因及び犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講じられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的かつ計画的

に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療・福祉サービスの提供)

第7条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第8条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(住居の安定)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第11条 市は、関係機関等と連携して、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平安への配慮の重要性等について、市民等の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 1 2 条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する支援)

第 1 3 条 市は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援活動に関係する団体が、適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供又は助言等必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成26年2月27日現在

笠岡市人権施策推進委員会委員名簿

委員長	高 木 千代子	男女共同参画推進自主団体きらら
副委員長	小 寺 啓 子	笠岡人権擁護委員協議会
委 員	安 藤 雅 子	笠岡市婦人協議会
	池 田 美枝子	NPO 法人おかやま多機能サポートネット
	大 野 鶴 代	岡山県備中保健所井笠支所
	大 室 万利子	吉田文化会館講師
	谷 本 恵 子	公募
	土 屋 康 文	笠岡国際交流協会
	藤 井 厚 男	笠岡市校園長会
	光 成 昭	社会福祉法人敬業会ときわ
	森 井 政 紀	笠岡市公民館協議会
	森 山 靖 成	笠岡市 PTA 連合会
	山 部 貴 徳	笠岡商工会議所

(敬称略)

